

共通仕様書

建設工事の請負契約の内容について

建設業法第19条では、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して条項に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないと規定しております。

そこで本仕様書では、東京ガスが発注する建設工事について、建設業法第19条に掲げる事項を含む取引条件としてご了承いただく事項等について、共通に定めさせていただきました。

弊社から発注する建設工事においては、本仕様書記載の各条項が例外なく適用されることとなります。

予めご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(以下、東京ガス株式会社を「甲」、甲から受注するお取引先各社を「乙」といい、甲を注文者とし乙を請負者いたします。)

(総則)

第1条 甲と乙とは、おのおの対等の立場において互いに協力し、信義に従い誠実に本契約を履行する。

- (2) 乙は、関連法令を遵守し、本契約及び甲の購入仕様書、設計図、現場説明書及びその質問回答書(以下「設計図書」という。)に基づいて、工事を完成し、その目的物を甲に引き渡す。但し、工事を完成させるために必要な仮設・施工方法等一切の手段については、甲の設計図書に別段の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- (3) 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(工事内容)

第2条 設計図書に記載する通りとする。

(許認可)

第3条 乙は、その責任において工事に必要な官庁の許認可を取得するものとし、甲は、これに協力しなければならない。但し、法令の定めるところにより甲の取得すべき許認可については甲が行い、乙は、これに協力しなければならない。

(工事用地等)

第4条 甲は、設計図書において甲が提供するものと定められた施工上必要な土地等(以下「工事用地等」という。)などを、乙が施工上必要と認められる日(当該設計図書において期限の定めがあるときはそれによる)までに確保し、乙の使用に供する。

(関連工事の調整)

第5条 甲は、乙の施工する工事が、甲が発注する第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、それらを調整することができる。この場合は、乙は、第三者の施工する他の工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金の決定及び支払方法)

第6条 工事の請負代金及びその支払方法は、注文書・注文請書において定める。

- (2) 前項の請負代金には消費税等相当額を含まない。

(請負代金内訳書・工程表)

第7条 乙は、本契約成立後速やかに請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を、甲に提出してその承認を受ける。これらに変更があった場合もこれに準ずる。

(安全管理計画書等)

第8条 乙は、法令並びに甲の定める安全仕様書及び諸基準等に準拠して、工事に関する安全管理計画書(甲の請求があるときは同細則を含む。)を作成し、遅滞なく甲の承認を受ける。

(2) 乙は、工事の施工に当たり、甲の承認を受けた安全管理計画書及び同細則を施工者全員に周知徹底し、これに従った運用をしなければならない。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第9条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせること又は委任することはできない。

(下請負人の通知)

第10条 甲は、乙に対して、下請負人の名称その他必要な事項の報告を求めることができる。

(2) 乙は、工事に関し、下請負人の行為につき、甲に対して直接一切の責任を負う。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、本契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡すること又は承継させることはできない。

(2) 乙は、予め甲の書面による承諾を得なければ、工事の目的若しくは検査済みの工事材料(製造工場等にある製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡若しくは貸与すること、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(機密の保持・工業所有権等)

第12条 甲及び乙は、予め相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の履行に関し知り得た機密並びに技術上の知識及び情報を公表し、又は第三者に漏洩してはならない。

(2) 本契約の履行に伴いなされた発明又は考案等の工業所有権の取り扱いについては甲乙協議して定める。

(第三者の特許権等)

第13条 乙は工事にあたって、第三者の特許権・実用新案権・意匠権その他権利(以下「特許権等」という。)を侵害しないよう適宜の措置をとるものとし、万一、紛争が生じた場合は乙の責任において一切の解決を図るものとする。

(2) 前項において、甲が紛争を防止し、また解決するため、次の費用を負担したときは、乙は直ちにこれを甲に支払うものとする。

①特許権等の権利者が甲に対して、提起した訴訟またはその他手続きについて、甲が負担した費用(弁護士報酬を含む。)

②特許権等の権利者に対し甲が負担した賠償金。

③特許権等の実施に関する権利の取得が相当である場合その取得費用及び対価。

(指示権)

第14条 甲は、乙に対し、注文者として、工事に関して要請又は指示をすることができる。但し、指示は書面によるものとし、乙は、予め、指示を受けるべき者を定め、その氏名及び連絡先を書面で甲に通知する。指示を受けるべき者に変更があった場合も同様とする。

(2) 乙は、甲から工事に関する指示があった場合、直ちにその適否を判断し、その指示が適当であると認めたときはこれに従い、工事関係者に遅滞なく揭示等によりその指示を周知徹底し、その指示が適当でないと認めたときは書面でその旨を申し出て、甲と誠意をもって協議する。

(監理員)

第15条 甲は、工事において監理員を定めたときは、その氏名を乙に書面で通知する。監理員を変更したときも同様とする。

- (2) 監理員は、本契約に定める権限を有するほか、設計図書において次の権限を定めることができる。
 - ①本契約の履行につき、乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議をなす権限。
 - ②設計図書に基づく詳細図等の作成及び交付、又は乙が作成したこれらのものに対する承諾をなす権限。
 - ③設計図書に基づく工程の監理若しくは立会、施工状況の検査、又は工事材料の試験若しくは検査をなす権限。
- (3) 甲は、本契約に定める監理員の権限に制限を加えたとき、又は、複数の監理員を定めて権限を分担させたとき、その内容を、乙に書面で通知する。

(現場代理人・監理技術者等)

第16条 乙は、工事において、現場代理人並びに監理技術者、主任技術者を選任し、その氏名を甲に書面で通知する。

- (2) 現場代理人は、工事現場一切の事項を処理し、その責を負う。但し、工事現場の服務規律、安全衛生、災害防止、就業時間等の工事現場の運営に関する重要な事項については、甲又は監理員に通知する。
- (3) 現場代理人、監理技術者、主任技術者は、兼務することができる。

(統括安全衛生責任者等)

第17条 乙は、工事において、労働安全衛生法に従い、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び安全衛生責任者を定め、その氏名を甲に書面で通知する。

- (2) 乙は、甲の要請があるときは、電気取扱責任者を定め、その氏名を甲に書面で通知する。
- (3) 現場代理人、監理技術者、主任技術者は、統括安全衛生責任者を兼務することができる。
- (4) 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び安全衛生管理者は、労働安全衛生法を遵守し、事故防止に最善を尽くさなければならない。
- (5) 統括安全衛生責任者は、甲の求めに応じて、具体的な事故防止措置を報告しなければならない。

(工事関係者についての異議)

第18条 甲又は監理員は、現場代理人、監理技術者、主任技術者、その他乙の従業員、又は、下請負人若しくはその従業員につき、その職務遂行等が著しく適当でないと認められるときは、乙に対し、その理由を明示した書面で、必要な措置をとるよう求めることができる。

- (2) 乙は、監理員の処置が著しく適当でないと認められるときは、甲に対し、その理由を明示した書面で、異議を申し出ることができる。

(工事材料・工所用機器等)

第19条 乙は、設計図書において、甲若しくは監理員の検査を受け、又は試験を受けて使用すべきものと定められた工事材料、設備若しくは機器は、予めその検査又は試験に合格したものを使用する。甲又は監理員は、工事材料、設備又は機器のうちに、適当でないと認めたものがあるときは、乙に対しその交換を求めることができる。

- (2) 前項の検査又は試験に直接必要な費用は、乙の負担とする。但し、設計図書に明示のない検査若しくは試験の費用又は特別の費用は、甲の負担とする。
- (3) 不合格工事材料は、甲若しくは監理員の指示によって乙がその負担で引き取る。
- (4) 工事材料のうち、品質が示されていないものがあるときは、中等の品質のものをを用いる。
- (5) 乙は、工事の現場に搬入した工事材料、設備若しくは機器を、甲若しくは監理員の承認なしに搬出してはならない。

(工事材料・工所用機器等)

第19条 乙は、設計図書において、甲若しくは監理員の検査を受け、又は試験を受けて使用すべきものと定められた工事材料、設備若しくは機器は、予めその検査又は試験に合格したものを使用する。甲又は監理員は、工事材料、設備又は機器のうちに、適当でないと認めたものがあるときは、乙に対しその交換を求めることができる。

- (2) 前項の検査又は試験に直接必要な費用は、乙の負担とする。但し、設計図書に明示のない検査若しくは試験の費用又は特別の費用は、甲の負担とする。
- (3) 不合格工事材料は、甲若しくは監理員の指示によって乙がその負担で引き取る。
- (4) 工事材料のうち、品質が示されていないものがあるときは、中等の品質のものをを用いる。
- (5) 乙は、工事の現場に搬入した工事材料、設備若しくは機器を、甲若しくは監理員の承認なしに搬出してはならない。

(支給材料・貸与品)

第20条 工事の支給材料又は貸与品(以下「支給材料等」という。)は、予め甲若しくは監理員の検査又は試験に合格したものを使用する。

- (2) 乙は、支給材料等の検査又は試験の結果について疑義のあるときは、甲に対し、再検査又は再試験を求めることができる。
- (3) 乙は、検査または試験に合格した支給材料等の引渡しを受けた後、隠れた瑕疵の発見等これを使用することが適当でないと認めたときは、直ちにその旨を甲又は監理員に通知し、その指示を求める。
- (4) 支給材料等の引渡し期日は工程表によるものとし、その引渡し場所は、設計図書に別段の定めのないときは、当該工事の現場とする。
- (5) 乙は、支給材料等について、善良な管理者の注意をもって使用・保管する。
- (6) 支給材料等の使用方法又は残材(有償支給材料を除く。)の処置は、設計図書の明示の定め、又は、甲若しくは監理員の指示による。
- (7) 不用の支給材料(有償支給材料を除く。)又は貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは、当該工事の現場とする。

(甲又は監理員の立会、写真等による代替)

第21条 乙は、設計図書に甲又は監理員の立会の定めがあるときは、工事の施工に先立ち、甲又は監理員に通知し、その立会を求める。

- (2) 乙は、甲又は監理員の指示があったときは、甲又は監理員の立会に代えて、写真等の方法により施工経過を記録し、当該工事の施工をすることができる。

(設計図書の疑義等)

第22条 工事において次の各号の一に当たるときは、乙は、直ちに書面をもって甲又は監理員に通知する。

- ①設計図書の表示が明確でないとき、購入仕様書と設計図が相互に符号しないとき、又は設計図書に誤謬若しくは脱漏があるとき。
 - ②設計図書又は甲若しくは監理員の指示よって施工することが適当でないとき。
 - ③設計図書の施工条件が、実際の工事の現場の状態・地質・湧水・施工上の制約等と相違するとき。
 - ④工事現場において、施工の支障となる予期できなかった事態が発生したとき。
- (2) 甲若しくは監理員は、前項の通知を受けたとき、又は自ら前項各号の一に当たることを発見したときは、直ちに乙に対し書面で指示する。この場合、工事の内容、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(目的物と設計図書の適合)

第23条 工事の目的物に設計図書と適合しない部分があるときは、甲又は監理員の指示により、乙は速やかにその費用をもって適合させる。この場合、乙は、工期の延長を求めることはできない。

- (2) 甲又は監理員は、目的物に設計図書と適合しない部分があると疑われるときは、乙の書面による同意を得て、その部分を破壊して検査することができる。
- (3) 前項の破壊検査の結果、設計図書と適合しない部分が発見されたときは、破壊検査の費用は乙の負担とし、設計図書と適合しない部分が発見されないときは、破壊検査及び復旧の費用は甲の負担とする。
- (4) 次の各号の一により工事の目的物に設計図書と適合しない部分が生じたときは、乙は、その責を負わない。
 - ①甲又は監理員の指示によるとき。但し、乙が故意又は過失により第14条第2項の申し出をしなかったときは除く。
 - ②甲又は監理員の検査又は試験に合格した工事材料、設備、機器、支給材料等の使用によるとき。
 - ③設計図書で指定した工事材料、設備、機器若しくは支給材料等の性質又は使用方法によるとき。
 - ④乙の第20条第3項の通知に対し、甲又は監理員が指示を怠った場合等、甲又は監理員の責めに帰すべき理由によるとき。

(損害の防止)

第24条 乙は、甲の最終検収まで、自己の費用で、工事の目的物若しくは支給材料等又はこれらに近接する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書と関係法令に基づき、適切な措置を講ずる。

- (2) 目的物に近接する工作物に対する損害防止措置の費用で、請負代金に含むことが適当でないものがあるときは甲乙協議して定める。
- (3) 乙は、損害防止のため特に必要と認めたときは、甲又は監理員の意見に基づき、臨機の措置を講ずる。但し、緊急の場合は、処置後直ちに甲又は監理員に報告する。
- (4) 甲又は監理員が損害防止のため必要と認め、乙に臨機の措置を講ずべきことを求めたときは、乙は直ちに臨機の措置を講ずる。
- (5) 前二項の費用の負担は、甲乙協議して定める。

(第三者に対する損害等)

第25条 乙が工事により第三者に損害を与えたときは、乙がその責を負う。但し、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害、又は、騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等の理由により生じた損害のうち乙の責に帰すべき理由のない損害は、この限りでない。

- (2) 乙が工事により第三者に損害を与えたとき、又は、乙が工事に関して第三者と紛争を生じたときは、乙が自己の責任でその解決に努めるものとし、乙は、適宜、甲に対し、協力を求めることができる。
- (3) 甲の責めに帰すべき理由により、工事の目的物に起因する日照障害・風害・電波障害等を生じ、第三者に損害を与えたときは、甲が自己の責任でその解決に努めるものとし、甲は、適宜、乙に対し、協力を求めることができる。
- (4) 乙が工事により第三者に損害を与えたとき、甲は乙の求めに応じて、工期を延長することができ、延長日数は、甲乙協議して定める。

(目的物等に生じた損害)

第26条 乙は、甲の最終検収まで、工事の目的物・工事材料、設備、機器、支給材料等に生じた損害を負担し、甲に対し、工期の延長を求めることができない。但し、次の各号の一に当たる期間については、この限りでない。

- ①甲の支給材料等の引渡し遅延により、乙が着工期日までに工事に着工できなかった期間、又は、乙が工事を中断した期間。
- ②甲の請負代金の支払遅延により、乙が着工期日までに工事に着工できなかった期間、又は、乙が工事を中断した期間。
- ③その他、甲の事情により着工期日を凍結若しくは繰り延べたため、着工期日までに工事に着工できなかった期間、又は、甲の事情により工事を中断した期間。

(不可抗力等)

第27条 天災・戦禍等の不可抗力、その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない理由(以下「不可抗力等」という。)により、工事の目的物、出来形部分、仮設物、又は、工事の現場に搬入した工事材料、設備、機器、若しくは支給材料等(有償支給材料を含む。)に損害が生じたときは、乙は速やかにその状況を甲に報告する。

- (2) 前項の損害のうち、乙が火災保険・建設工事保険・その他損害を填補するものを受ける権利を有する限度を超える部分について、甲乙いずれもが重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者の注意を尽くしたと認められる物は、その負担につき、甲乙協議して定める。
- (3) 不可抗力等による工期の延長は、甲乙協議して定める。

(付保険)

第28条 乙は、工事の目的物、出来形部分、仮設物、又は、工事の現場に搬入した工事材料、設備、機器、若しくは支給材料等(有償支給材料等を含む。)について、その工期に対応する期間、火災保険又は建設工事保険を付し、その証券を甲に提示する。設計図書にその他の保険の定めがあるときも、同様とする。

- (2) 乙は、前項の規定による保険以外に、工事に関し保険を付したときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(完成検査)

第29条 乙は、工事を完了したときは、甲に対し、その目的物と設計図書の適合につき完成検査を求め、甲は、速やかに完成検査を行う。この場合、乙は、甲の完成検査に立ち会わなければならない。

- (2) 前項の完成検査の結果、目的物が設計図書に適合していないと認められたときは、乙は、工期内又は甲の指定する期間内に修補又は改造しなければならない。この場合は、再度の完成検査を行う。
- (3) 目的物につき、法令により官庁の完成検査を要するときは、前二項を準用する。
- (4) 乙は、工期内又は甲の指定する期間内に、甲の指示する方法で、工事の仮設物の取払・後片付け等を行う。但し、乙が正当な理由なくこれを遅延し、催告にも応じないときは、甲は、乙に代わってこれを行い、乙に費用の償還を請求できる。

(最終検収前の使用)

第30条 工事の目的物の全部若しくは一部又は出来形部分の全部若しくは一部について、甲は、乙の書面による承諾を受けて、最終検収前にこれが無償で自ら使用し、又は、第三者に使用させることができる。この場合、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用する。

(引渡し・所有権の移転)

第31条 乙は、第29条の完成検査に合格したときは、甲に対し目的物を引渡ししなければならない。

- (2) 甲は、乙から目的物の引渡し及び完成図書の提出を受けたときは、最終検収を行う。
- (3) 目的物の所有権は、最終検収をもって乙から甲へ移転する。但し、最終検収前に請負代金の一部につき支払があったときは、その限度で、出来形部分の所有権は、乙から甲へ移転するが、善良な管理者の注意をもって当該出来形部分を保管するものとし、その費用（第28条の保険料含む。）は乙の負担とする。

(契約不適合)

第32条 個別工事の目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてその修補を求め、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。

- (2) 甲は、最終検収の日から3年間（契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じたときは10年間）、前項の権利を行使できる。但し、甲が、権利を行使できることを知った日から6か月以内に、乙に対し、権利行使の意思表示をしないときはこの限りでない。
- (3) 本条は、契約不適合が第23条第4項の各号により生じたときは適用しない。
- (4) 本条を前条第3項但書の場合に準用する。

(工事の変更、工期の変更)

第33条 甲は、乙に対し、工事の内容の変更、又は、工期の変更を求めることができる。

- (2) 乙は、正当な理由があるときは、甲に対しその理由を明示した書面で工期の延長を求めることができる。延長日数は、甲乙協議して定める。

(請負代金額の変更)

第34条 甲又は乙は、次の各号の一に当たるときは、相手方に対して工事の請負代金額の変更を求めることができる。

- ① 工事の追加・変更があったとき。
- ② 工期の変更があったとき。
- ③ 支給材料等について、品目・数量・引渡し時期・引渡し場所または返還場所の変更があったとき。
- ④ 本契約成立後、予期できない法令の制定・改廃、経済事情の激変などにより、請負代金が明らかに適当でなくなったとき。
- ⑤ 本契約の工期が1年を超える場合に、その成立から1年後に、法令の制定・改廃、物価・賃金等の変動により、未払いの請負代金が適当でなくなったとき。
- ⑥ 着工期日から相当期間経過後に着工されたとき、又は、中断した工事を続行したときで、請負代金が明らかに適当でなくなったとき。
- (2) 請負代金額を変更するときは、工事の減少部分は内訳書の単価により、工事の増加部分は時価によりそれぞれ、甲乙協議して定める。

(履行遅滞・違約金)

第35条 乙が、その責めに帰すべき理由により、設計図書に定める納期までに、完成検査に合格した目的物を引渡すことができないときは、甲は、乙に対し、遅滞日数1日につき、注文当初の請負代金の1/1000の違約金の支払、又は、甲が被った損害の賠償のいずれかを請求できる。

- (2) 甲が、その責めに帰すべき理由により、本契約の請負代金の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、当該支払遅滞額につき商事法定利率による遅滞損害金を請求することができる。

(甲の中止権・解除権)

第36条 甲は、いつでも、乙の損害を賠償して、工事の中止を求め、又は、本契約を解除できる。

- (2) 次の各号の一に当たるときは、甲は、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。
- ①乙が正当な理由なく着工期日に着工しないとき。
 - ②乙が正当な理由なく工事を遅延し、工期内又は相当期間内に完成する見込みがないとき。
 - ③乙が正当な理由がなく甲との協議に応ぜず、甲が相当の期間を定めて催告しても誠意が認められないとき。
 - ④乙が支払停止に陥り、手形交換所から不渡処分を受けたとき、民事執行・民事保全・滞納処分の申立を受けたとき、破産・会社整理・特別清算・民事再生若しくは会社更生の申立を受けたとき、又は自らその申立てをしたとき。
 - ⑤乙が営業停止又は解散の決議をしたとき。
 - ⑥乙が建設業の許可を取り消され、若しくはその許可の効力を失ったとき、又は、監督官庁から営業取消・停止等の命令を受けたとき。
 - ⑦その他乙が本契約又は個別契約に違反したとき。

(乙の中止権)

第37条 乙は、次の各号の一に当たるとき、甲に対し、相当の期間を定めて催告し、甲に誠意が認められないときは、乙は、工事を中止することができる。

- ①甲が請負代金の支払を遅滞したとき。
- ②甲が正当な理由がなく、第22条第2項、第33条第2項又は第34条第2項による協議に応じないとき。
- ③甲が第4条の工事用地等を乙の使用に供しないとき。

(解除に伴う措置)

第38条 本契約が解除されたときは、甲は、工事の出来形部分と検査済の工事材料(有償支給材料を含む。)を相当の対価で優先的に譲り受ける権利を有する。対価は甲乙協議して定める。

- (2) 既払いの請負代金が前項の対価を超える場合には、乙は、甲に対し、当該超える部分に解除時からの商事法定利率による遅延損害金を付して返還する。
- (3) 本契約が解除されたときは、甲乙が協議して、期間を定めて、工事の目的物、出来形部分、仮設物、又は工事の現場に搬入した工事材料、設備、機器、若しくは支給材料等(有償支給材料を含む。)について、その取払・後片付け等を行う。但し、乙が、正当な理由なくこれを遅延し、催告にも応じないときは、相手方が代わってこれを行い、その費用の償還を請求できる。

(紛争の解決)

第39条 本契約について甲乙間に紛争が生じたときは、建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)の斡旋又は調停によってその解決を図る。

- (2) 甲乙の双方又は一方が、前項による紛争解決の見込みがないと認めたとき、審査会が斡旋若しくは調停をしないものとしたとき、又はこれを打ち切ったときは、甲又は乙は仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。

(合意管轄)

第40条 甲及び乙は、本契約に関する紛争につき、東京地方裁判所を専属的な第一審の管轄地方裁判所とすることに合意する。

(協議)

第41条 本契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。